

町田市行政不服審査会  
2018年度第9号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年3月3日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2018年12月4日付け18町総法第102号(2018年度第9号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

処分庁が2018年8月20日付け18町道管第710号で行った部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2018年8月20日付け18町道管第710号で行った部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定により、2018年8月6日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「道路管理課 要望対応票18-2121」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあることを理由として、本件対象文書

の一部について非開示とする決定をし、審査請求人に対して、2018年8月20日付け18町道管第710号「個人情報部分開示等決定通知書」により通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2018年8月27日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2018年10月12日付け18町道管第983号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2018年11月6日に「反論書」により反論した。

6 審査庁町田市長は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年12月4日付け18町総法第102号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2020年12月25日 審議

2021年1月22日 処分庁への事情聴取審議

2021年2月4日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、主に次の理由により、処分庁の個人情報部分開示決定処分を取り消すことを求めている。

(1) 相手方との会話が開示されていないため、正当性が判断できない。

(2) 公道に越境して個人宅に設置されている防犯カメラについて、道路の安全などの目的で警察が設置したとのことなので、公共性があり、第三者の権利利益の侵害とはならない。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、個人情報部分開示等決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

(1) 非開示とした部分は、審査請求人の相談に関連する内容（防犯カメラの設置の背景）を含め、市職員が審査請求人以外の第三者から直接聞き取って収集した情報であり、審査請求人に関する保有個人情報ではなく、専ら当該第三者の個人生活に関する情報である。よって、開示をすることで当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、

本件条例第21条第1項第3号に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件請求の対象文書は、審査請求人が実施機関に対して民家に設置された防犯カメラに対して行政指導を求めた件に関し、作成された受付番号18-2121の要望対応票である。

要望対応票は、要望の受付時に要望者から聞き取った内容に基づいて作成する部分（以下「受付部分」という）及び要望に対してどのような対応を行ったかを記載する部分（以下「報告部分」という）があるが、本件では、要望対応票に加えて、上記要望対応票に関連する資料（以下「関連資料」という）も対象文書に含まれているとして、いずれの部分についても部分開示を行った。

### 2 本件対象文書の非開示部分について

実施機関は、本件対象文書の一部について本件条例第21条第1項第3号に基づき開示すれば第三者の権利利益を侵害するおそれがある第三者情報に該当することを理由として非開示とした。そのため、非開示とされた部分について第21条第1項第3号該当性を検討する。

#### (1) 受付部分

受付部分のうち、非開示とされたのは、要望箇所欄に記載された地名の番地、要望内容欄に記載された地図番号および添付された地図である。

実施機関からの聞き取りによれば、要望箇所の欄は、審査請求人から要望を受け付けた際に、審査請求人の話に基づき、市職員が防犯カメラが設置されていると思われる場所の番地を推定し、記入したものである。また、要望内容欄に記載されているのは、実施機関が特定した番地の付近を含む市販の地図の該当頁数であり、添付の地図も推定された番地に対応する実施機関が作成した地図である。これらは、いずれも、審査請求人が実施機関に要望した内容を明らかにするために作成されたものであり、第三者情報に当たるとはいえない。したがって、第21条第1項第3号には該当しない。

#### (2) 報告部分

審査請求人からの要望に対し、実施機関の対応を報告する部分のうち、対応内容の欄の記載の一部が非開示とされている。非開示とされた部分には、防犯カメラが設置されていた住宅の住民の氏名及び住所、その他実施機関が防犯カメラの設置の経緯等ばかりではなく、本件調査の際に、本件とは全く関係のない事項についても聞き取った内容が記載されている。

実施機関は、弁明書において、「審査請求人の相談に関連する内容（防犯カメラの設置の背景）を含め、市職員が第三者から直接聞き取って収集した情報」については、「審査請求人に関する保有個人情報ではなく、専ら当該第三者の個人生活に関する情報である」と述べるが、第三者から直接聞き取った内容であるからといって、当然に審査請求人に関する保有個人情報に該当しないということとはできない。審査請求人の要望に関して作成された本件文書全体が審査請求人の保有個人情報であり、たとえ市職員が第三者から直接聞き取って収集した情報であっても、審査請求人に関する保有個人情報であることを否定するものではないからである。本件文書のうち、市職員が第三者から直接聞き取って収集した情報は、審査請求人についての保有個人情報であると同時に、第三者の個人情報でもあるというべきである。そして、これらの第三者情報を審査請求人に開示すれば当該第三者の権利利益を侵害するおそれが大きく、第21条第1項第3号に該当するから、実施機関の判断の過程には誤りがあるものの、非開示とした結論は妥当である。

### (3) 関連資料

関連資料のうち、非開示とされたのは、ア) 市販されている地図の写しと、イ) 写真である。

ア) 市販されている地図の写しには、防犯カメラが設置された住宅に関する書き込みがなされており、開示すると当該住宅の住民の氏名や住所が明らかとなるので、当該第三者の権利利益を侵害するおそれが大きいといえる。

イ) 写真は4頁にわたり、1頁から3頁にはそれぞれ横2枚、縦3枚の6枚、4頁には2枚、全部で20枚の写真が記録されている。1頁左上段の写真から、右上段、左中段、右中段の順に、①から⑳までの番号を付番する。

①、②、③、⑧、⑨、⑩、⑪の7枚は、審査請求人が対応を要望した防犯カメラに関するものである。これらの写真には、防犯カメラが設置されている住宅の外観が撮影されていることから、確かに第三者情報には当たるが、審査請求人はその要望の内容から、当該住宅に防犯カメラが設置されていることや当該住宅の外観を知っていることは明らかであり、これらの写真を開示することによって、当該住宅の住人の権利利益が侵害されるおそれがあるとはいえない。その他の13枚の写真については、いずれも審査請求人の要望とは関係のないものであって、このうち④、⑤、⑥、⑦、⑫、⑬、⑭、⑰の8枚については、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものの、⑮、⑯、⑱、⑲、⑳の5枚については単に当該住宅の周辺を撮影した写真であり、開示したとしても、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

そうすると、地図及び写真④～⑦、⑫～⑭及び⑰の8枚について第21条第1項第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、その他の写真①～③、⑧～⑪、⑮、⑯、⑱～㉑の12枚については、開示しても第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえず、第21条第1項第3号には該当しない。

### 3 結論

以上のとおり、報告部分および関連資料のうち地図及び写真8枚について第21条第1項第3号該当性を認めた実施機関の判断は妥当であるが、受付部分及び関連資料のうち写真12枚については、第21条第1項第3号該当性がなく、開示すべきである。

別表1 開示すべき部分

1	要望対応票18-2121 受付部分 要望箇所欄の地名の番地、要望内容欄の地図番号および添付された地図
2	要望対応票18-2121 関連資料 写真①、②、③、⑧、⑨、⑩、⑪、⑮、⑯、⑱、⑲、⑳